

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番:16

| | | | | | |
|---------------|------------------------------|------|--------------|------|-------|
| 管理番号 | 92 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 教育・文化 |
| 提案事項 (事項名) | 市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止 | | | | |
| 提案団体 | 新潟市 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 文部科学省 | | | | |

求める措置の具体的内容

市立の特別支援学校を設置する場合、都道府県の教育委員会の認可が必要だが、規制緩和により都道府県への届出制とする。
(参考)
指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】
本事務は、市立高等学校等とともに、地方分権第三次勧告で「認可を許容する」とされたが、今回の第4次一括法で、高校・中等教育学校については、設置認可権限が指定都市に移譲されることとなった。これにより、幼稚園・小・中・高等学校・中等教育学校を市が設置する場合、県の認可が不要となる。
また平成29年度には(特別支援学校(小・中学部)の教職員を含めた)県費負担教職員の定数権等も指定都市に移譲されることとなり、特別支援学校についても、学級編成や教職員の配置の面では指定都市が権限を持つこととなる。

【支障事例】
一方、本市においては、特別支援学校に通う児童生徒の数は増加しており、平成22年度、それまで市内1か所だった市立特別支援学校を市の東西に分離拡充して受け入れ態勢を充実している。今後もさらに特別支援学校への就学を希望する生徒が増えることが予想され、市立の特別支援学校の設置が課題となっているところである。

【実現した場合の効果】
特別支援学校の設置認可権限の規制緩和により、幼稚園から高等学校まで学校の設置・教職員の配置について、総合的な施策を展開することが容易となるとともに、より地域のニーズに応じた特別支援学校の設置を迅速に進めることが可能となる。

【3次勧告以降の事情変更】等は別紙のとおり

根拠法令等

学校教育法第4条第1項第2号

特別支援学校については、各障害種に対応した教育に求められる高度な専門性等に鑑み、都道府県単位での設置管理を基本とすることが適当であることから、学校教育法第80条により、都道府県にその設置義務が課されている(この点、先の第4次一括法で届出制に変更されることとなった高等学校等とは事情が異なること、また、特別支援学校は義務教育段階である小学部・中学部を含めて設置されることが多いことに留意が必要)。

このため、各都道府県内における特別支援学校の設置廃止等については、本来的な設置責任を負う都道府県において最終的な判断を行えるようにする観点から、都道府県教育委員会の認可によるものとしている。

指定都市が特別支援学校を設置する場合の都道府県教育委員会の認可を届出に改めるという今般の提案については、設置義務を負っている都道府県や、その他関係団体の意見を御確認いただき、都道府県の業務等に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

新潟市提案 【市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止】

1 3次勧告以降の事情変更

以下のア～オの事情変更により、新潟市においては特別支援教育・特別支援学校の運営事務が定着していると考ええる。

ア 特別支援学級（児童生徒数）増（※別紙2バックデータのとおり）

イ H22 西特別支援学校開設により1校→2校に増

ウ H19 特別支援教育サポートセンターを開設し、発達検査や就学相談、教育相談、巡回相談、教員研修等の学校支援等に当たっている

エ H26 各区に教育支援センターを設置し、障がい児の就学指導を担当する指導主事を配置（就学指導の充実）

オ 平成26年度より市独自で特別支援学校教員を採用

2 特別支援学校分離の際の具体的支障

平成22年度の特別支援学校分離時は（現在も含め）、定数権が県にあり、認可申請に至るまでの県との事前協議において、特に定数等の調整に時間を要した。平成29年度に定数権が指定都市に移譲されれば、県との事前協議の負担は軽減すると想定されるが、加えて、規制緩和により届出制となれば、より主体的な立場で事前協議に臨むことができるなど、定数権移譲に合わせて設置認可権限を規制緩和することが、地方分権の流れに沿うものと考ええる。

3 今後の計画

現在のところ具体的な計画はないが、市立特別支援学校（高等部）の設置が保護者の要望としてあがっている。

4 認可制の見直しが必要な実態の有無

県とは、認可の手続きに至るまでの事前協議に長時間をかけている。規制緩和されても事前協議が引き続き必要であるが、「県の認可」と「県への届出」の立場の違いは明確であり、後者の方が地方分権の流れに沿うものと考ええる。

5 広域的バランスを考慮する必要性と対応策

広域的なバランスとともに、少子化に伴う市内の学校の適正配置については特別支援学校を含めて考える必要がある。

また、H27から認可制でなくなる市立高校等の設置についても、県から「県立高校等の募集学級・定員を策定する際重要であるため事前協議が必要」と課題が出されている。特別支援学校についても同様に県との事前協議を行うことで広域的なバランスは考慮されると考える。

広域的なバランスの考慮の面を考えたとしても、特別支援学校だけを規制緩和から除外する理由として十分であるか疑問である。

新潟市立小中学校の特別支援学級の学級数

※学級数は各年度5月1日現在

| | | H21 | H26 | 増 減 |
|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| 小学校 | 学級数 | 144 | 187 | |
| 中学校 | 学級数 | 72 | 93 | |
| 計 | 学級数 | 216 | 280 | 64 学級増(約 1.3 倍) |

新潟市立特別支援学校の学級・児童生徒数

※学級数, 児童・生徒数は各年度5月1日現在

| | | H21 | H26 | 増 減 |
|--------|--------|-----|-----|-----------------|
| 特別支援学校 | 学級数 | 43 | 60 | 17 学級増(約 1.4 倍) |
| | 児童・生徒数 | 164 | 222 | 58 人増 (約 1.4 倍) |

※平成22年4月に分離新設し2校となった

<参考>

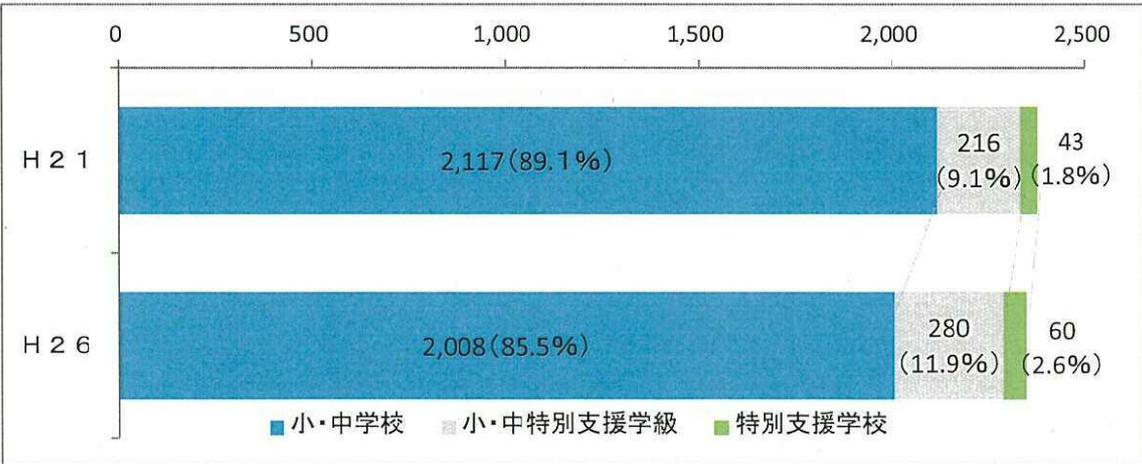
新潟市立小中学校の学級数(特別支援学級を除く)

※学級数は各年度5月1日現在

| | | H21 | H26 | 増 減 |
|-----|-----|------|------|------------------|
| 小学校 | 学級数 | 1493 | 1420 | |
| 中学校 | 学級数 | 624 | 588 | |
| 計 | 学級数 | 2117 | 2008 | 109 学級減(約 0.9 倍) |

学級数の推移

※数字は学級数, ()は全体に占める割合



平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番:16

| | | | | | |
|---------------|----------------------------------|------|--------------|------|-------|
| 管理番号 | 289 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 教育・文化 |
| 提案事項 (事項名) | 市立総合支援学校(特別支援学校)の設置の際の都道府県の認可の廃止 | | | | |
| 提案団体 | 京都市 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 文部科学省 | | | | |

求める措置の具体的内容

市立総合支援学校高等部の設置に関して都道府県の認可を廃止し、都道府県への事前の届出制とする。
(参考)
指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
学校の設置・管理は市が行うが、設置等(分校の設置、分校の本校化等を含む)に当たっては、京都府(都道府県)の認可が必要となっている。
直近の例として、京都市立白河総合支援学校東山分校(高等部のみ設置)の開校(平成25年4月開校)に当たり、学校(分校)の設置のための認可申請及び学科の新設のための認可申請を学校教育法施行規則第7条の規定に基づき、京都府に事前に(平成24年3月)提出及び許可を得る手続きを行っており、申請に当たっては、申請書類だけでなく、当該校舎の図面や関連規則の整備状況など関連書類を事前に提出する等の必要があった。
上記の例のような事前の認可申請に係る事務上の負担やスケジュールの簡略化を図ることができ、スムーズな事業進捗・行政運営につなげることができる。
また、教職員配置について、仮に認可の決定時期が遅延するなどの事態が生じた場合には、特別支援学校の教員配置、校種間異動など総合的な人事異動を行う上で計画的に進捗できないなどの支障をもたらす可能性がある。
なお、指定都市の設置する高等学校の設置に係る手続については、平成26年5月28日に成立した第4次一括法において、都道府県の「認可」から都道府県への「事前の届出」へと見直されている。

根拠法令等

学校教育法第4条
学校教育法施行規則第3条～第19条

特別支援学校については、各障害種に対応した教育に求められる高度な専門性等に鑑み、都道府県単位での設置管理を基本とすることが適当であることから、学校教育法第80条により、都道府県にその設置義務が課されている(この点、先の第4次一括法で届出制に変更されることとなった高等学校等とは事情が異なること、また、特別支援学校は義務教育段階である小学部・中学部を含めて設置されることが多いことに留意が必要)。

このため、各都道府県内における特別支援学校の設置廃止等については、本来的な設置責任を負う都道府県において最終的な判断を行えるようにする観点から、都道府県教育委員会の認可によるものとしている。

指定都市が特別支援学校を設置する場合の都道府県教育委員会の認可を届出に改めるという今般の提案については、設置義務を負っている都道府県や、その他関係団体の意見を御確認いただき、都道府県の業務等に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。